

株 主 各 位

大阪市中央区内平野町三丁目1番3号

株式会社 **カパコム**

代表取締役会長 辻 本 憲 三

第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第29期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成20年6月18日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

〔 郵送による議決権行使の場合 〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔 インターネットによる議決権の行使の場合 〕

当社株主名簿管理人の議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、60頁から61頁までの「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。

また、当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月19日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区天満橋京町1番1号
大阪キャッスルホテル 6階会場

3. 目的事項

報告事項

1. 第29期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第29期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 第29期剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役4名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.capcom.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出や設備投資は堅調に推移しましたものの、株価の下落や円高の進行に加え、長引く原油高や米国経済の減速などにより景気は踊り場状態となり、先行き不透明感が強まってまいりました。

当業界におきましては、家庭用ゲーム市場では新型ゲーム機の普及に拍車がかかるとともに、高齢者や女性等の初心者層が増加したことにより、ゲーム人口のすそ野が拡大するなど活況を呈しました。

一方、アミューズメント施設市場は、家庭用ゲーム機の普及拡大の影響や顧客誘引商品の不足などにより市況悪化に直面し、軟調に推移いたしました。

こうした状況のもと、当社は新型ゲーム機の登場に伴う開発費の増大に対応するため、プレイステーション3、Xbox360およびパソコン等の異なるハードの開発プロセスを共有化できる当社独自の開発ツール「MTフレームワーク」により、開発期間の短縮、コストの削減を行うなど、徹底した収益管理によるソフト開発を行ってまいりました。

また、収益基盤の拡大を目指して国内外において、携帯電話向けゲーム配信事業の強化に傾注するとともに、オンラインビジネスの本格化に向けて体制づくりを進めてまいりました。

これらにより、主力部門のコンシューマ用ゲームソフト事業においてWii向け「バイオハザード4 Wii edition」および「バイオハザード アンブレラ・クロニクルズ」が欧米を中心に好調に販売を伸ばしました。

加えて、海外市場に照準を合わせた「デビル メイ クライ4」(Xbox360、プレイステーション3用)も同じく真価を発揮したことにより計画を大きく上回り、出荷本数は200万本を突破いたしました。

それぞれの持ち味を活かした看板タイトルが、海外で強みを発揮した結果、前期に続き3タイトルがミリオンセラーを達成するなど、市場動向を的確に反映した事業展開が軌道に乗ってまいりました。

この結果、売上高は830億97百万円(前期比11.5%増)となりました。

利益面につきましては、営業利益131億21百万円(前期比36.6%増)、経常利益122億67百万円(前期比15.7%増)、当期純利益78億7百万円(前期比33.4%増)といずれも増益になりました。

部門別の状況

〔コンシューマ用ゲームソフト部門〕

当部門におきましては、Wii向けの「バイオハザード4 Wii edition」および「バイオハザード アンブレラ・クロニクルズ」が海外を中心にブランド力を発揮し、予想を上回る売行きを示したことにより、出荷本数はいずれも100万本を突破いたしました。

また、「デビル メイ クライ4」(Xbox360、プレイステーション3用)も欧米において発売初日から好調なスタートを切るなど、圧倒的な人気を獲得したことにより快進撃が続き、近年では記録的なメガヒットとなる200万本を超過いたしました。

加えて、期末に発売した「モンスターハンターポータブル 2nd G」(プレイステーション・ポータブル用)も好調な出足により100万本に手が届く出荷を示すなど、有力ソフトが立て続けに大ヒットを放ちました。

さらに、当社独自の法廷ゲーム「逆転裁判4」(ニンテンドーDS用)もシリーズ最高の50万本を超える出荷となったほか、前期に大好評を博した「モンスターハンターポータブル 2nd」(プレイステーション・ポータブル用)も続伸し、収益向上に寄与いたしました。

この結果、売上高は516億79百万円(前期比18.0%増)、営業利益116億9百万円(前期比44.1%増)となり、業績向上に貢献いたしました。

〔アミューズメント施設部門〕

当部門におきましては、顧客ニーズに対応した多様な機種を設置や各種のイベント、サービスデーの実施に加え、清潔で明るく楽しい店舗運営によりリピーターの確保や家族連れ、女性客の取り込みなど集客展開に努めてまいりました。しかしながら、家庭用ゲーム機普及の影響や子供向けカードゲームの人気低下、競合店との競争激化に加え、ガソリン高に伴う郊外ショッピングセンター内設置店における来店者数の減少など、市場環境の悪化により精彩を欠き、軟調に推移いたしました。

なお、新規出店といたしましては、埼玉県に「ブラサカブコン入間店」、「ブラサカブコンエルミこうのす店」および「ブラサカブコン羽生店」の3店舗をオープンしたほか、宮城県に「ブラサカブコンロックシティ佐沼店」および「ブラサカブコン仙台泉店」を出店するとともに、「ブラサカブコンちはら台店」(千葉県)、「ブラサカブコン甲府店」(山梨県)、「ブラサカブコンりんくう店」(大阪府)、「ブラサカブコン足利店」(栃木県)の計9店舗を開店いたしました。

これにより、当期末の施設数は42店舗となっております。

この結果、売上高は出店効果により134億6百万円(前期比2.8%増)となりましたが、営業利益は新規出店費用の増大などにより収益を圧迫し7億53百万円(前期比62.5%減)となりました。

〔業務用機器部門〕

当部門におきましては、施設オペレーターの購買力の低下や需要低迷などにより、市場規模が縮小スパイラルに陥る状況下、業務用カードゲーム機「ワンタメ ミュージックチャンネル」のカード販売等のリピート商材主体の販売となりましたことに加え、「ドンキーコング バナナキングダム」の不具合なども重なって、第3四半期までは苦戦を余儀なくされました。このような環境のもと、期末において有力ビデオゲーム機の投入により反転攻勢をかけたましたが、それまでの落ち込みが響き、総じて低水準で推移いたしました。

この結果、売上高は65億74百万円（前期比18.4%減）、営業利益11億82百万円（前期比13.7%減）となりました。

〔コンテンツエキスパンション部門〕

当部門におきましては、携帯電話向けゲーム配信事業において、家庭用ゲームソフトとの相乗展開を推し進めた結果、「逆転裁判」が収益拡大のリード役を果すなど、好調に推移いたしました。また、パチスロ機向け液晶表示基板は「デビル メイ クライ 3」の投入などにより、おおむね横ばい状態となりました。

この結果、売上高は85億25百万円（前期比20.0%増）となり、営業利益は、携帯電話向けゲーム配信事業の寄与により利益を押し上げ26億33百万円（前期比62.1%増）となりました。

〔その他の部門〕

その他の部門につきましては、主なものはキャラクター関連のライセンス事業で、売上高は29億47百万円（前期比15.1%増）、営業利益4億68百万円（前期は4億39百万円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は31億66百万円であり、主なものといたしましては、アミューズメント施設機器等への投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、増資および社債発行による調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、当業界はハードとソフトの好循環により市場は活性化し、拡大過程に入るものと思われまます。

一方、開発費の高騰はソフトメーカーの負担を増大させるとともに、企業間競争はますます激化し、優勝劣敗が鮮明になる淘汰の時代を迎えるものと予想されます。

こうした環境のもと、当社グループは新たな成長ステージに向けて、経営の根幹をなす開発部門の強化に加え、国内外の多様な顧客ニーズに対応するため、各ハードにソフトを供給するマルチプラットフォーム展開を推し進めるほか、新ジャンルの開拓や他社との提携ソフトを投入するとともに、商品ラインアップの拡充や市場動向に即応した開発戦略を図ることにより、競争優位性の確保に努めてまいります。

また、国内市場の成熟化傾向や少子高齢化に加え、携帯電話やインターネットなどユーザー層が重なる異業種との顧客獲得競争が進む状況下、成長戦略を推進していくためには積極的な海外展開が不可欠であります。

近年、日本のゲームはアニメ、マンガとならんで「クールジャパン（カッコいい日本）」と呼ばれ、海外の若者たちの人気を集めており、ゲームは世界の共通語となっています。

こうした環境を追い風に、マーケティング活動の強化、海外ユーザーの嗜好に適合したソフトの投入や販売体制の拡充等、これまで以上に海外市場の開拓に注力するほか、顧客満足度の向上により「メイド イン カプコン」をアピールするとともに、カプコンブランドを浸透させてプレゼンスを高めるなど、着実に地歩を固めてまいります。

一方、去年は当社の人気ゲームを題材にしたハリウッド映画が全世界で公開され、好評を博しましたが、コンテンツビジネスの強化を図るため、認知度の高いゲームキャラクターの有効活用により相乗効果を生み出すなど、バリュー・チェーン（価値の連鎖）を創出してまいります。

さらに、組織間の情報格差の解消や情報の共有化に加え、スピーディーな意思決定、業務の迅速化を図るため、グローバルな情報システムの再構築を行うとともに、環境の変化に対応したハイブリッド経営による効率的な事業配分によりグループ全体の企業体質を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 26 期 (平成17年3月期)	第 27 期 (平成18年3月期)	第 28 期 (平成19年3月期)	第 29 期 (当連結会計年度 平成20年3月期)
売 上 高(百万円)	65,895	70,253	74,542	83,097
経 常 利 益(百万円)	7,399	7,016	10,600	12,267
当期純利益(百万円)	3,622	6,941	5,852	7,807
1株当たり当期純利益(円)	63.37	125.19	107.52	132.90
総 資 産(百万円)	106,361	98,457	91,478	93,606
純 資 産(百万円)	32,491	39,464	45,144	53,660
1株当たり純資産(円)	589.99	716.91	799.35	881.13

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。また、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
2. 「1株当たり当期純利益に関する会計基準（企業会計基準第2号）」および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第4号）」を適用しております。
3. 第28期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（企業会計基準第5号）」および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（企業会計基準適用指針第8号）」を適用しております。

(6) 企業結合の状況
重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社カプトロン	1,640百万円	100%	不動産の賃貸および管理
カプコンチャーボ株式会社	300百万円	100%	携帯電話用充電器の 販売、レンタル
株式会社ダレット	90百万円	85.1%	オンラインポータル運営
カプコンU.S.A., INC.	159,949千米ドル	100%	持株会社 米国子会社の管理
カプコンアジアCO., LTD.	21,500千香港ドル	100%	家庭用ゲームソフトの 販売
カプコン・エンタテインメント, INC.	1,000千米ドル	100% (100%)	家庭用ゲームソフトの 開発および販売
CE・ヨーロッパLTD.	1,000千ポンド	100%	家庭用ゲームソフトの 販売
CEG・インタラクティブ・ エンタテインメントGmbH	25千ユーロ	100% (100%)	家庭用ゲームソフトの 販売
カプコン・インタラクティブ, INC.	0千米ドル	100% (100%)	携帯電話向けコンテンツの 配信
カプコン・インタラクティブ・ カナダ, INC.	0千カナダドル	100% (100%)	携帯電話向けコンテンツの 開発および配信
カプコン・エンタテインメント・ コリアCO., LTD.	1,000百万ウォン	100%	家庭用ゲームソフトの 販売 オンラインゲームの開発、運営

- (注) 1. 当社の出資比率欄の () 内の数字は、間接所有する出資比率を内数で示しております。
2. カプコン・エンタテインメント, INC. およびカプコン・インタラクティブ, INC. は、カプコンU.S.A., INC. が株式を100%所有しております。
3. CEG・インタラクティブ・エンタテインメントGmbHは、CE・ヨーロッパLTD. が株式を100%所有しております。
4. カプコン・インタラクティブ・カナダ, INC. は、カプコン・インタラクティブ, INC. が株式を100%保有しております。

企業結合の経過

昨年、重要な子会社として記載しておりました株式会社フラグシップは、当社を存続会社として、平成19年6月に吸収合併いたしました。

企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社11社を含め13社であり、持分法適用会社は2社であります。当連結会計年度の売上高は830億97百万円（前期比11.5%増）、当期純利益は78億7百万円（前期比33.4%増）となっております。

(7) 主要な事業内容

家庭用テレビゲームソフトおよび業務用ゲーム機器等の企画、開発、製造、販売ならびにアミューズメント施設の運営を主要な事業内容としております。

(8) 主要な事業所

当 社

本 社	大阪市中央区内平野町三丁目1番3号
研究開発ビル	大阪市中央区内平野町三丁目2番8号
東京支店	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
上野事業所	三重県伊賀市治田3902番地

子会社

株式会社カプトロン（大阪市中央区）
カプコンチャーボ株式会社（大阪市中央区）
株式会社ダレット（東京都新宿区）
カプコン U.S.A., INC.（米国）
カプコンアジア CO., LTD.（香港）
カプコン・エンタテインメント, INC.（米国）
CE・ヨーロッパ LTD.（英国）
CEG・インタラクティブ・エンタテインメント GmbH（ドイツ）
カプコン・インタラクティブ, INC.（米国）
カプコン・インタラクティブ・カナダ, INC.（カナダ）
カプコン・エンタテインメント・コリア CO., LTD.（韓国）

(9) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,506名	186名増

(注) 上記の従業員数には、契約社員、嘱託社員、パートおよびアルバイトは含んでおりません。

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,324名	128名増	33.5才	7.6年

(注) 上記の従業員数には、契約社員、嘱託社員、パートおよびアルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社みずほコーポレート銀行	1,355百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	860
株式会社三井住友銀行	225

(注) 当社は、総額150億円のシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成20年3月28日開催の取締役会において、平成20年5月1日を効力発生日として株式会社ケーターと株式交換を行い、同社を当社の完全子会社とすることを決議いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 150,000,000株

(2) 発行済株式の総数 66,719,458株

(注) 当連結会計年度中にユーロ円建転換社債型新株予約権付社債および第5回無担保転換社債の権利行使により、4,450,451株を発行いたしました。

(3) 株主数 14,209名

(4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
有限会社クロロード	6,771千株	11.12 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,470	8.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,384	8.84
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託Y口)	2,678	4.40
辻本憲三	2,416	3.97
辻本美之	1,669	2.74
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	1,605	2.64
辻本春弘	1,546	2.54
辻本良三	1,545	2.54
モルガンスタンレーアンドカンパニーインターナショナルピーエルシー	1,376	2.26

(注) 出資比率については、自己株式数(5,820千株)を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

新株予約権等に関する重要な事項

現に発行している新株予約権

〔ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債〕

発行年月日	平成16年10月8日
新株予約権の数	244個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,002,465株
新株予約権の発行価額	無償
行使価額	1,217円
新株予約権付社債の残高	1,220百万円
新株予約権の行使期間	平成16年10月15日から 平成21年10月2日まで

なお、上記のほか、現に発行している転換社債は以下のとおりです。

〔第5回無担保転換社債〕

発行年月日	平成13年12月20日
転換社債の残高	14,997百万円
転換により発行する株式の種類	普通株式
転換により発行する株式の数	4,965,894株
転換価額	3,020円
転換請求期間	平成14年2月1日から 平成21年3月30日まで

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当または他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	辻 本 憲 三	最高経営責任者 (CEO) 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 理事長
代表取締役社長	辻 本 春 弘	社長執行役員、最高執行責任者 (COO) 兼 コンシューマエンターテインメント事業、 開発・開発管理、オンライン事業管掌
取 締 役	初 野 純 孝	OP事業・AM事業兼P&S事業管掌
取 締 役	飛 澤 宏	海外事業管掌
取 締 役	阿 部 和 彦	常務執行役員、最高財務責任者 (CFO) 兼 グループ管理管掌
取 締 役	小 田 民 雄	コーポレート経営管掌
取 締 役	堀 紘 一	株式会社ドリームインキュベータ代表取締役会長
取 締 役	保 田 博	財団法人資本市場振興財団理事長
取 締 役	松 尾 眞	弁護士
監 査 役(常 勤)	山 口 省 二	
監 査 役(常 勤)	平 尾 一 氏	
監 査 役	黒 田 守 雄	株式会社カプトロン監査役 (常勤)
監 査 役	中 山 好 雄	

- (注) 1. 平成19年6月21日開催の第28期定時株主総会において、保田 博および松尾眞の両氏が新たに取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 取締役 堀 紘一、保田 博および松尾 眞の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役 山口省二、黒田守雄および中山好雄の各氏は、社外監査役であります。
4. 監査役 山口省二および黒田守雄の両氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 9名 332百万円 (うち社外取締役 3名 26百万円)

監査役 4名 44百万円 (うち社外監査役 3名 28百万円)

(注) 報酬等の額には、当事業年度に係る取締役賞および役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

(3) 各会社社員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

取締役の報酬については公正性と透明性を確保するため、取締役会が社外取締役を委員長とする報酬委員会に諮問し、報酬委員会は各人の役位、職責、在任期間、常勤、非常勤等を勘案するとともに、当社の業績や個人の実績を考慮したうえ、相当と判断される金額を答申し、それに基づき取締役会が決定しております。

月額報酬は定額とします。

賞与は、月額報酬を基礎に当社の業績などを勘案して妥当な範囲内で決定します。退職慰労金については、一定の基準に基づき、役位別報酬月額に役位別在位年数および役位別係数を乗じた金額の合計に在任中の功績などを勘案して相当額の範囲内で算定しております。

上記の報酬のほか、中長期のインセンティブとして、担当業務の成果に応じて一定の範囲内で相応の報酬を支給する場合があります。

(4) 社外役員に関する事項

取締役 堀 紘一

ア．当事業年度における主な活動状況

同氏は、当期に開催した取締役会18回のうち13回(72.2%)出席し、主に他社における経営者としての実務経験から議案の審議において適宜必要な発言を行っております。

イ．他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

株式会社ドリームインキュベータ代表取締役会長を兼務しており、当社は同社とコンサルティング業務に係る取引があります。

取締役 保田 博

当事業年度における主な活動状況

同氏は、平成19年6月21日就任後開催の取締役会12回のうち11回(91.7%)出席し、主に長年、行政事務に携わった経験から議案の審議において適宜必要な発言を行っております。

取締役 松尾 眞

ア．当事業年度における主な活動状況

同氏は、平成19年6月21日就任後開催の全ての取締役会に出席し、議案の審議において主に弁護士としての専門的な見地から適宜必要な発言を行っております。

イ．他の会社の社外役員との兼任状況

アステラス製薬株式会社の取締役ならびに日本ビクター株式会社およびピリングシステム株式会社の監査役を兼務しております。

なお、当社と各社の間には特別の利害関係はありません。

監査役 山口省二

当事業年度における主な活動状況

同氏は、当期に開催した全ての取締役会および監査役会に出席し、主に税務行政の実務経験や税理士としての専門的な見地から議案の審議において適宜必要な発言を行っております。

監査役 黒田守雄

当事業年度における主な活動状況

同氏は、当期に開催した全ての取締役会および監査役会に出席し、主に税務行政の実務経験や税理士としての専門的な見地から議案の審議において適宜必要な発言を行っております。

監査役 中山好雄

当事業年度における主な活動状況

同氏は、当期に開催した全ての取締役会に出席し、また監査役会11回のうち10回に出席しており、主に長年、警察行政に携わった経験から議案の審議において適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

あらた監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

事業年度に係る報酬等の額

45百万円

当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

47百万円

当社の会計監査人以外の監査法人等の当社の子会社の計算関係書類の監査の状況

当社の重要な子会社のうち、カプコンU.S.A., INC.およびCE・ヨーロッパLTD.につきましては、KPMG LLPが会計監査人となっております。

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役の互選によって選定された監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。また、不再任については、上記のほか諸事情を勘案のうえ、監査役会と取締役会の協議に基づき決定を行います。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制に関する事項

取締役の職務の執行が法令等に適合するための体制の整備

社外取締役（3名）のアドバイスや勧告などにより、取締役会の監督機能を高め、一層の活性化を図るとともに、コンプライアンス委員会の定期的なチェック等を通じて、違法行為の未然防止や適法性の確保に努め、経営監視機能の強化により企業価値を高めております。

また、業務の適正を確保するための体制として以下の項目の整備を進めております。

ア．情報の保存および管理体制の整備

取締役会議事録など取締役の職務遂行に係る文書や情報の管理については、「文書管理規程」等によって保存および管理を行っております。

イ．リスク管理体制の整備

危機の未然防止や不測の事態が発生した場合において適正な対応を図るため、「危機管理規程」などにより組織横断的なリスク管理体制の整備を進めております。

ウ．効率的な業務執行

当社は、執行役員制を導入しており、経営方針を決定する取締役会と業務執行を行う執行役員を明確に分離することにより、円滑かつ機動的な事業展開を図り、経営効率を高めております。

エ．法令遵守体制の整備

法令を遵守するための行動規範となる「株式会社カプコンの行動規準」を制定するとともに、社内教育やモニタリングなどにより法令違反の未然防止に努めております。

オ．グループ会社全体の管理体制

毎月1回開催の子会社取締役会や「子会社管理規程」などに基づく、親子会社間の緊密な意思疎通や連携により、グループ全体のコンプライアンス体制の整備を推し進め、コーポレート・ガバナンスが機能するよう業務の適正化を図っております。

カ．業務監査体制の整備

監査役は、監査方針に基づき取締役や使用人の業務執行の監査を行い、必要に応じて監査指摘事項の提出や是正勧告、助言を行うなど、内部統制が有効に機能するよう努めております。このため、監査役の職務が円滑かつ適正に遂行できるように事実上1名の専従スタッフが補助業務の任に当たっているほか、当該使用人の異動については、監査役の同意を得ております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社グループは、当社グループの財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容ならびに当社グループの経営理念および企業価値の源泉を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とする者が望ましいと考えております。

当社が上場企業である以上、当社株券等の売買は株主の皆様のご判断においてなされるのが原則であり、当社株券等の大規模買付行為が行われる場合においても最終的には、株主の皆様のご意思に基づいてご判断されるべきものであると考えており、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、大規模買付行為を全て否定するものではありません。

しかしながら、当社株券等の大規模買付行為が行われる場合、その目的等から見て企業価値の毀損や会社に回復しがたい損害をもたらすもの、株主に株券の売却を事実上強要する恐れがあるもの、株主や当社取締役会が大規模買付行為等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

当社は、このような当社グループの企業価値、株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社グループの財務および事業の方針の決定を支配する者としては、不適切であり、このような買付者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件に「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入させていただきます。

なお、詳細につきましては、後記の「株主総会参考書類」の「第5号議案」（39頁から59頁まで）に記載されている内容となりますので、そちらをご覧ください。

(注) 本事業報告に記載しております金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、その他の数字は表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	【 62,505】	流動負債	【 34,818】
現金および預金	32,763	支払手形および買掛金	7,303
受取手形および売掛金	14,182	短期借入金	2,015
たな卸資産	4,144	1年以内償還予定の転換社債	14,997
ゲームソフト仕掛品	6,241	未払法人税等	892
繰延税金資産	3,009	賞与引当金	2,057
その他	2,620	返品調整引当金	405
貸倒引当金	456	その他	7,147
固定資産	【 31,101】	固定負債	【 5,128】
(有形固定資産)	(15,253)	新株予約権付社債	1,220
建物および構築物	5,442	長期借入金	1,470
機械装置および運搬具	61	退職給付引当金	1,048
工具器具備品	894	役員退職慰労引当金	372
レンタル機器	321	その他	1,018
アミューズメント施設機器	3,849		
土地	4,391	負債合計	39,946
建設仮勘定	291		
(無形固定資産)	(4,091)	【純資産の部】	
のれん	894	株主資本	【 56,447】
その他	3,197	資本金	32,626
(投資その他の資産)	(11,755)	資本剰余金	20,344
投資有価証券	1,728	利益剰余金	11,631
長期貸付金	523	自己株式	8,155
繰延税金資産	2,989	評価・換算差額等	【 2,787】
破産債権更生債権等	890	その他有価証券評価差額金	127
差入保証金	5,947	繰延ヘッジ損益	0
その他	856	為替換算調整勘定	2,914
貸倒引当金	1,179		
資産合計	93,606	純資産合計	53,660
		負債純資産合計	93,606

連結損益計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売上高		83,097
売上原価		50,560
売上総利益		32,536
返品調整引当金戻入額		57
差引売上総利益		32,594
販売費および一般管理費		19,473
営業利益		13,121
営業外収益		
受取利息	1,139	
受取配当金	21	
その他	254	1,416
営業外費用		
支払利息	71	
為替差損	2,086	
貸倒引当金繰入	26	
その他	84	2,269
経常利益		12,267
特別利益		
固定資産売却益	396	
償却債権取立益	233	
貸倒引当金戻入益	97	
投資有価証券売却益	34	762
特別損失		
固定資産除売却損	76	
訴訟関係費用	420	
過年度役員退職慰労引当金繰入額	350	
減損	181	
投資有価証券評価損	39	1,068
税金等調整前当期純利益		11,962
法人税、住民税および事業税	1,040	
法人税等調整額	3,131	4,171
少数株主損失		16
当期純利益		7,807

連結株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成19年3月31日残高	29,915	17,637	5,555	8,138	44,970
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	2,711	2,706			5,417
剰余金の配当			1,732		1,732
当期純利益			7,807		7,807
自己株式の取得				16	16
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	2,711	2,706	6,075	16	11,477
平成20年3月31日残高	32,626	20,344	11,631	8,155	56,447

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少数株主持分	純資産合計
	其他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高	482	1	326	157	16	45,144
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						5,417
剰余金の配当						1,732
当期純利益						7,807
自己株式の取得						16
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	355	1	2,587	2,944	16	2,961
連結会計年度中の変動額合計	355	1	2,587	2,944	16	8,515
平成20年3月31日残高	127	0	2,914	2,787		53,660

ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の権利行使等によるものであります。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	13社	(国内)	株式会社カプトロン カプコンチャーボ株式会社 クローバースタジオ株式会社 株式会社ダレット ブルーハーベスト合同会社
		(海外)	カプコンU.S.A., INC. カプコンアジアCO., LTD. カプコン・エンタテインメント, INC. CE・ヨーロッパLTD. CEG・インタラクティブ・エンタテインメントGmbH カプコン・インタラクティブ, INC. カプコン・インタラクティブ・カナダ, INC. カプコン・エンタテインメント・コリアCO., LTD.

(注) 当社は、株式会社フラグシップを吸収合併いたしました。
ゲームソフトの開発を目的として、ブルーハーベスト合同会社を設立いたしました。
クローバースタジオ株式会社は、清算手続中であります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数	2社	(海外)	ココ・カプコンCO., LTD. ストリートファイター・フィルム, LLC
-------------	----	------	--

持分法を適用していない関連会社(デルガマダス株式会社)は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

映画製作を目的として設立いたしましたストリートファイター・フィルム, LLCは、当連結会計年度より持分法適用関連会社を含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、クローバースタジオ株式会社の決算日は、3月15日となっております。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの.....連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)

時価のないもの.....総平均法に基づく原価法

たな卸資産.....	主として移動平均法による低価法
ゲームソフト仕掛品.....	ゲームソフトの開発費用（コンテンツ部分およびコンテンツと不可分のソフトウェア部分）は、個別法による原価法
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	
有形固定資産.....	建物（建物附属設備を除く）は定額法、建物以外については定率法を採用しております。ただし、在外連結子会社については一部の子会社を除き、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物および構築物 3～50年 レンタル機器 3～5年 アミューズメント施設機器 3～20年
無形固定資産.....	主に定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法、オンラインコンテンツにつきましては見積サービス提供期間（2年）に基づく定額法を採用しております。

(追加情報)

当社および国内連結子会社の一部は、当連結会計年度より、オンラインゲームのサービスを開始したことに伴い、オンラインゲームの制作に要した費用をオンラインコンテンツとして無形固定資産に計上し、オンラインゲームの見積サービス提供期間で償却する処理方法を採用いたしました。なお、制作中のオンラインゲームに要した費用は、オンラインコンテンツ仮勘定として無形固定資産に計上しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金.....	売上債権および貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金.....	従業員に対する賞与の支給に充てるため、当連結会計年度末までに支給額が確定していない従業員賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
退職給付引当金.....	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異（552百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(追加情報)

年金財政計算の見直しにより従業員の平均残存勤務期間が13年から9年に短縮したことに伴い、数理計算上の差異の費用処理年数を従来の13年から9年に変更しております。なお、この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

役員退職慰労引当金.....当社および国内連結子会社の一部は、役員に対する退職慰労金の支給に備えて、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
返品調整引当金.....連結決算日後予想される返品による損失に備えるため、過去の返品実績等に基づき、計上しております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....デリバティブ取引（金利スワップ取引）

ヘッジ対象.....市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの（変動金利の借入金）

ヘッジ方針

将来の金利上昇の影響をヘッジすることを目的としております。

ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ手段の指標金利とヘッジ対象の指標金利との変動幅について相関性を求めることにより評価しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

6. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項

当社は5年間の定額法により償却を行っております。米国連結子会社において発生しているのれんにつきましては、米国財務会計基準審議会基準書第142号を適用し、減損の判定を実施し、減損が発生している場合には帳簿価額を減額することとしております。

7. 連結計算書類作成のための重要な事項の変更

(会計方針の変更)

(1) 固定資産の減価償却の方法

当社および国内連結子会社は、当連結会計年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産につきましては、改正法人税法に規定する償却の方法によっております。なお、当該変更により営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益が、それぞれ251百万円減少しております。

(2) 役員退職慰労引当金の計上

従来は株主総会の決議を経た上で支出時に費用計上しておりましたが、役員退職慰労金の引当計上が会計慣行として定着してきたことならびに、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号）が公表されたことを踏まえ、役員の内任期間に対応した費用配分を行うことで期間損益の適正化および財務体質の健全化を図る目的で、当連結会計年度より内規等に基づき合理的に算定できる金額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。なお、当該変更に伴い、営業利益および経常利益が28百万円、税金等調整前当期純利益が378百万円それぞれ減少しております。

(追加情報)

当社および国内連結子会社は、当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産につきましては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年度から5年間で均等償却する方法によっております。当該変更により営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益が、それぞれ30百万円減少しております。

(表示方法の変更)

流動資産の「短期貸付金」は、総資産の100分の5以下となっておりますので、当連結会計年度末より、「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「その他」に含まれる「短期貸付金」の金額は、100百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産	土地	3,902百万円
	建物	4,770百万円
	計	8,673百万円
(2) 担保提供資産に対応する債務	1年以内返済予定の長期借入金 (流動負債の「短期借入金」)	1,960百万円
	長期借入金	1,470百万円
	計	3,430百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

12,549百万円

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用途：オンラインゲーム用コンテンツ

種類：無形固定資産「その他」

当社グループは、事業に供している資産のうちオンラインゲーム用コンテンツ、賃貸用資産および遊休資産を個別単位にグルーピングを行い、その他の事業用資産を事業セグメントに基づきグルーピングを行っております。

当連結会計年度末において、オンラインゲーム用コンテンツにつき将来見込収益の見直しを行った結果、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（181百万円）を減損損失として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、無形固定資産「その他」181百万円であります。

なお、当資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを8.6%で割り引いて算定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数
当連結会計年度末における発行済株式の総数は、普通株式66,719,458株であります。
- 剰余金の配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月21日 定時株主総会	普通株式	846百万円	15円	平成19年3月31日	平成19年6月22日
平成19年11月8日 取締役会	普通株式	885百万円	15円	平成19年9月30日	平成19年11月30日

- 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末日後となるもの
平成20年6月19日開催の第29期定時株主総会において次のとおり付議いたします。
 - ・ 配当金の総額 913百万円
 - ・ 1株当たりの配当額 15円
 - ・ 基準日 平成20年3月31日
 - ・ 効力発生日 平成20年6月20日
- 当連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式の数
平成16年10月8日発行のユーロ円建転換社債型新株予約権付社債による新株予約権
1,002,465株

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 881円13銭
- 1株当たり当期純利益 132円90銭

重要な後発事象に関する注記

当社は、平成20年5月1日をもって、株式交換により、株式会社ケーターを完全子会社といたしました。

1. 目的

今後の成長戦略を推進するためには、当社のコア・コンピタンス（中核的競争力）である開発部門の拡充が不可欠であります。当社からのゲーム開発受託で実績、信頼のある株式会社ケーターを完全子会社化することによって効率的、機動的な開発展開を図るとともに、同社と連携を深めた事業戦略によりグループ全体の企業価値を高めることができます。

2. 方法および内容

- 株式会社ケーターの普通株式1株に対し、当社の普通株式3,362株を割当交付いたします。
- 交付する株式数 201,720株
株式会社ケーターの株主に割当交付する普通株式は、当社が所有する自己株式をもって行いましたので、新株は発行していません。
- 株式交換による当社の資本金の増加は、ありません。
- 会社法第796条第3項の規定に基づく「簡易株式交換」の手続によっております。

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	【 43,515】	流動負債	【 28,678】
現金	15,733	支払手形	1,106
預り金	93	買掛金	3,844
売掛金	12,631	1年以内償還予定の転換社債	14,997
製成品	1,504	未払金	4,262
仕掛品	1,484	未払費用	1,105
ゲームソフト仕掛品	774	未払法人税等	164
貯蔵品	24	未払消費税等	355
前払費用	80	前受金	400
繰延税金資産	2,898	預り金	245
関係会社短期貸付金	464	賞与引当金	1,716
未回収の引当金	1,414	返品調整引当金	405
固定資産	【 43,715】	その他	74
(有形固定資産)	(5,367)	固定負債	【 3,041】
建物	276	新株予約権付社債	1,220
構築物	0	退職給付引当金	1,045
機械装置	42	役員退職慰労引当金	369
車両運搬具	13	長期預り金	406
工器具備	653		
レンタル機器	314	負債合計	31,719
アミューズメント施設	3,849		
土地	0	【純資産の部】	
建設仮勘定	215	株主資本	【 55,617】
(無形固定資産)	(2,311)	資本	32,626
商標権	10	資本剰余金	20,344
意匠権	0	資本準備金	12,503
ソフトウェア	533	その他資本剰余金	7,841
ソフトウェア仮勘定	869	利益剰余金	10,801
オンラインコンテンツ	264	その他利益剰余金	10,801
オンラインコンテンツ仮勘定	618	自己株式	8,155
その他	16	評価・換算差額等	【 106】
(投資その他の資産)	(36,036)	その他有価証券評価差額金	106
投資有価証券	1,230	純資産合計	55,510
関係会社株	23,051	負債純資産合計	87,230
その他の関係会社有価証券	643		
長期貸付金	523		
関係会社長期貸付金	3,830		
関係会社債権更生債権	890		
破産債権	23		
長期前払費用	23		
繰延税金資産	3,173		
繰入保証金	6,941		
その他倒引当金	205		
貸倒引当金	4,323		
投資等評価引当金	153		
資産合計	87,230		

損益計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売上高		62,455
売上原価		41,217
売上総利益		21,237
返品調整引当金戻入額		57
差引売上総利益		21,295
販売費および一般管理費		12,756
営業利益		8,539
営業外収益		
受取利息	535	
受取配当金	92	
その他の	98	725
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	248	
為替差損	1,854	
その他の	58	2,161
経常利益		7,104
特別利益		
抱合わせ株式消滅差益	351	
償却債権取立益	233	
貸倒引当金戻入益	97	
投資有価証券売却益	34	717
特別損失		
過年度役員退職慰労引当金繰入額	347	
訴訟関係費用	225	
減損損失	181	
投資等評価引当金繰入額	153	
投資有価証券評価損	152	
固定資産除却損	66	1,126
税引前当期純利益		6,695
法人税、住民税および事業税	65	
法人税等調整額	2,504	2,569
当期純利益		4,125

株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
平成19年3月31日残高	29,915	9,796	7,840	8,407	8,138	47,822
事業年度中の変動額						
新株の発行	2,711	2,706	0			5,417
剰余金の配当				1,732		1,732
当期純利益				4,125		4,125
自己株式の取得					16	16
自己株式の処分			0		0	0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	2,711	2,706	0	2,393	16	7,794
平成20年3月31日残高	32,626	12,503	7,841	10,801	8,155	55,617

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高	181	181	48,003
事業年度中の変動額			
新株の発行			5,417
剰余金の配当			1,732
当期純利益			4,125
自己株式の取得			16
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	287	287	287
事業年度中の変動額合計	287	287	7,506
平成20年3月31日残高	106	106	55,510

ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の権利行使等によるものであります。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式.....総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの.....決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

時価のないもの.....総平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

製品・仕掛品・原材料.....主として移動平均法による低価法

ゲームソフト仕掛品.....ゲームソフトの開発費用（コンテンツ部分およびコンテンツと不可分のソフトウェア部分）は、個別法による原価法

貯蔵品.....最終仕入原価法による低価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産.....建物（建物附属設備を除く）は定額法、建物以外については定率法を採用しております。

なお、有形固定資産の主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

レンタル機器 3年

アミューズメント施設機器 3～20年

無形固定資産.....定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、オンラインコンテンツにつきましては見積サービス提供期間（2年）に基づく定額法によっております。

(追加情報)

当社は、当事業年度より、オンラインゲームのサービスを開始したことに伴い、オンラインゲームの制作に要した費用をオンラインコンテンツとして無形固定資産に計上し、オンラインゲームの見積サービス提供期間で償却する処理方法を採用いたしました。なお、制作中のオンラインゲームに要した費用は、オンラインコンテンツ仮勘定として無形固定資産に計上しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金.....売上債権および貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

投資等評価引当金.....関係会社株式の実質価額の低落による損失に備えるため、関係会社の財政状態等に基づく損失見積額を計上しております。

賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に充てるため、当事業年度末までに支給額が確定していない従業員賞与の支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。 なお、会計基準変更時差異（542百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(追加情報)

年金財政計算の見直しにより従業員の平均残存勤務期間が13年から9年に短縮したことに伴い、数理計算上の差異の費用処理年数を従来の13年から9年に変更しております。なお、この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

役員退職慰労引当金	役員に対する退職慰労金の支給に備えて、当事業年度に負担すべき額を計上しております。
返品調整引当金	事業年度末以降に予想される返品による損失に備えるため、過去の返品実績等に基づき、計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。仮払消費税等と仮受消費税等の相殺消去後の金額355百万円は、貸借対照表上「未払消費税等」として表示しております。

2. 計算書類作成のための重要な事項の変更

(会計方針の変更)

(1) 固定資産の減価償却の方法

当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産につきましては、改正法人税法に規定する償却の方法によっております。なお、当該変更により営業利益、経常利益および税引前当期純利益が、それぞれ248百万円減少しております。

(2) 役員退職慰労引当金の計上

従来は株主総会の決議を経た上で支出時に費用計上しておりましたが、役員退職慰労金の引当計上が会計慣行として定着してきたことならびに、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号）が公表されたことを踏まえ、役員の在任期間に対応した費用配分を行うことで期間損益の適正化および財務体質の健全化を図る目的で、当事業年度より内規等に基づき合理的に算定できる金額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。なお、当該変更に伴い、営業利益および経常利益が27百万円、税引前当期純利益が374百万円それぞれ減少しております。

(追加情報)

当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産につきましては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年度から5年間で均等償却する方法によっております。当該変更により営業利益、経常利益および税引前当期純利益が、それぞれ29百万円減少しております。

(表示方法の変更)

「未収収益」および「短期貸付金」につきましては、総資産の100分の1以下となっているため当事業年度より流動資産の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の流動資産の「その他」には、「未収収益」22百万円および「短期貸付金」100百万円がそれぞれ含まれております。

「電話加入権」および「電気通信施設利用権」につきましては、総資産の100分の1以下となっているため当事業年度より無形固定資産の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の無形固定資産の「その他」には、「電話加入権」13百万円および「電気通信施設利用権」2百万円がそれぞれ含まれております。

また、「保険積立金」および「各種会員権等」につきましては、総資産の100分の1以下となっているため当事業年度より投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の投資その他の資産の「その他」には、「保険積立金」51百万円および「各種会員権等」133百万円がそれぞれ含まれております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 10,090百万円

2. 保証債務

当社は、CE・ヨーロッパLTD.の仕入債務に対し15百万ユーロを上限とする根保証を行っております。また、カプコン・エンタテイメント, INC.の仕入債務に対し根保証を行っております。

なお、上記保証債務の当事業年度末現在の残高は次のとおりであります。

CE・ヨーロッパLTD. 356百万円

カプコン・エンタテイメント, INC. 89百万円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 4,863百万円

長期金銭債権 4,987百万円

短期金銭債務 517百万円

長期金銭債務 53百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社に対する取引高

売 上 高 6,316百万円

仕 入 高 1,511百万円

営業取引以外の取引 203百万円

2. 減損損失

当社は、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用途：オンラインゲーム用コンテンツ

種類：オンラインコンテンツ

当社は、事業に供している資産のうちオンラインゲーム用コンテンツのみを個別単位にグルーピングを行っており、その他の事業用資産については事業セグメントに基づきグルーピングを行っております。

当事業年度末において、オンラインゲーム用コンテンツにつき将来見込収益の見直しを行った結果、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（181百万円）を減損損失として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、無形固定資産「オンラインコンテンツ」181百万円であります。

なお、当資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを8.6%で割り引いて算定しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式

5,820,147株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	491百万円
賞与引当金損金不算入額	696百万円
退職給付引当金損金不算入額	424百万円
役員退職慰労引当金損金不算入額	149百万円
たな卸資産処分損損金不算入額	1,586百万円
投資等評価引当金損金不算入額	413百万円
返品調整引当金損金不算入額	164百万円
繰越欠損金	3,539百万円
減価償却費損金算入限度超過額	112百万円
前払費用損金不算入額	443百万円
その他	628百万円
小計	8,651百万円
評価性引当金額	2,579百万円
繰延税金資産の合計	6,071百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

- | | |
|-------------------------------|----------|
| 1. 当事業年度末におけるリース物件の取得原価相当額 | 5,657百万円 |
| 2. 当事業年度末におけるリース物件の減価償却累計額相当額 | 2,426百万円 |
| 3. 当事業年度末におけるリース物件の未経過リース料相当額 | 3,240百万円 |

企業結合等に関する注記

- 結合当事企業または対象となった事業の名称およびその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要
 - 結合当事企業の名称
株式会社フラグシップ
 - 事業内容
コンシューマ用ゲームソフト事業（ゲームソフトの開発）
 - 企業結合の法的形式
当社を存続会社、株式会社フラグシップを消滅会社とする吸収合併
 - 結合後企業の名称
株式会社カブコン
 - 取引の目的を含む取引の概要
経営資源の選択と集中によりグループ全体の効率的な開発展開を図るため、平成19年6月1日付で当社を存続会社とする吸収合併方式（会社法第796条第3項に定める簡易合併）により合併いたしました。
- 実施した会計処理の概要
株式会社フラグシップの合併期日の前日に付された適正な帳簿価額により引き継いだ資産および負債等と、子会社株式の帳簿価額との差額を損益計算書上の特別利益として抱合わせ株式消滅差益351百万円を計上しております。

関連当事者との取引に関する注記

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）および「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を早期適用しております。

関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容 または職業	議決権等 の所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
子会社	カブコン チャーボ 株式会社	大阪市 中央区	300 百万円	携帯電話用充 電器の販売・ レンタル	100.0	兼任 5名	当社製品 の販売	貸付金の返済	70	長期 貸付金	2,630
								貸倒引当金の 繰入	38	貸倒 引当金	2,554
子会社	株式会社 カプトロン	大阪市 中央区	1,640 百万円	不動産の賃貸 および管理	100.0	兼任 4名	事業所等 の賃借	事業所等の賃 借	1,047	差入 保証金	1,140
子会社	株式会社 ダレット	東京都 新宿区	90 百万円	ポータルサイ トの運営	85.1	兼任 3名	課金業務 の代行等	課金業務の代 行		未収入金	875
子会社	カブコン・ エンタ テイメント、 INC.	米国	1,000 千米ドル	家庭用ゲーム ソフトの開発 および販売	100.0 (100.0)	兼任 3名	当社製品 の販売	販売ロイヤリ ティの受取等	3,504	売掛金	1,457
子会社	CE・ ヨーロッパ LTD.	英国	1,000 千ポンド	家庭用ゲーム ソフトの販売	100.0	兼任 5名	当社製品 の販売	販売ロイヤリ ティの受取等	2,153	売掛金	1,186

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

- 議決権の所有割合の()内の数字は、間接所有割合であります。
- 上記各社との取引につきましては、市場価格等を参考に決定しております。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 911円51銭
- 1株当たり当期純利益 70円22銭

独立監査人の監査報告書

平成20年5月16日

株式会社 カブコン

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 高濱 滋 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 美若晃伸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カブコンの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カブコン及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記（7. 連結計算書類作成のための重要な事項の変更）に記載のとおり、会社は役員退職慰労金について、従来株主総会の承認を経た上で支出時に費用計上する方法を採用していたが、当連結会計年度より役員退職慰労引当金を計上する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成20年 5月16日

株式会社 カブコン

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 高濱 滋 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 美若晃伸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カブコンの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記（2. 計算書類作成のための重要な事項の変更）に記載のとおり、会社は役員退職慰労金について、従来株主総会の承認を経た上で支出時に費用計上する方法を採用していたが、当事業年度より役員退職慰労引当金を計上する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、以下のとおり監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
- (3) 事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (4) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (5) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (6) 会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人「あらた監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月19日

株式会社 カプコン 監査役会

常勤監査役 山口省二 ⑩

常勤監査役 平尾一氏 ⑩

監査役 黒田守雄 ⑩

監査役 中山好雄 ⑩

(注) 監査役山口省二、監査役黒田守雄及び監査役中山好雄は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第29期剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと考えており、将来の事業展開や経営環境の変化などを勘案しつつ、安定配当の継続を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金15円 総額 913,489,665円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金30円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月20日

第2号議案 監査役4名選任の件

監査役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	やまぐちしょうじ 山口省二 (昭和14年11月25日生)	昭和37年4月 国税庁入庁 平成2年6月 名古屋国税不服審判所長 平成4年8月 住友信託銀行株式会社 業務推進部審議役 平成13年6月 当社監査役(常勤)(現任)	400株
2	ひらおかずし 平尾一氏 (昭和26年9月25日生)	昭和50年4月 日立造船株式会社入社 昭和62年4月 同社主事 昭和63年6月 当社入社 平成9年4月 当社海外業務部長 平成11年7月 当社執行役員海外事業部長 平成14年10月 当社総務部長 平成16年4月 当社IR室長 平成16年6月 当社監査役(常勤)(現任)	3,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
3	いえ ちか まさ なお 家 近 正 直 (昭和8年7月18日生)	昭和37年4月 弁護士(現任) 昭和56年4月 大阪弁護士会副会長 日本弁護士連合会理事 昭和63年3月 法務省法制審議会商法部会委員 平成14年6月 当社取締役 平成16年6月 甲南大学法科大学院教授 (現任)	600株
4	たき とう こう じ 滝 藤 浩 二 (昭和17年7月11日生)	昭和42年4月 警察庁入庁 昭和45年8月 山口県警察本部警備部外事課長 昭和53年7月 警視庁公安部公安第一課長 昭和61年4月 警察庁警備局公安第二課 警護室長 昭和61年8月 警察大学校警備教養部長 平成2年9月 岡山県警察本部長 平成4年9月 警察庁長官官房審議官 平成6年4月 兵庫県警察本部長 平成8年8月 警視庁副総監 平成16年7月 財団法人競馬保安協会理事長 平成20年5月 三菱自動車工業株式会社顧問 (現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者山口省二および滝藤浩二の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 山口省二氏を社外監査役候補者とした理由は、税務行政の実務経験や税理士としての専門的な知識などが当社にとって有用と判断したためであります。
なお、同氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
4. 滝藤浩二氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、社外監査役候補者とした理由は、長年警察行政に携わった豊富な経験と知識をコーポレート・ガバナンスの一層の充実等に活かしていただくためであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役山口省二氏および滝藤浩二氏の補欠の監査役として三木 茂氏を選任することをお願いするものであります。

なお、本決議は、三木 茂氏の就任前に限り、監査役会の同意を得て行う取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
み き しげる 三 木 茂 (昭和21年1月15日生)	昭和49年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 昭和60年3月 三木・吉田法律特許事務所シニアパートナー(現任) 昭和62年4月 財団法人ソフトウェア情報センターによるソフトウェアの法的保護委員会 委員長(現任) 平成元年4月 中央大学法学部兼任講師 平成14年6月 財団法人ソフトウェア情報センター理事(現任) 平成16年3月 経済産業省IT関連委託事業の執行のあり方調査検討委員	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 補欠の監査役候補者三木 茂氏は、社外監査役の候補者であります。
 3. 三木 茂氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、補欠の社外監査役候補者とした理由は、法律の専門家の的確な指導や助言などが当社にとって有用と判断したためであります。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任されます監査役 黒田守雄および中山好雄の両氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一任願いたく存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
くろ だ もり お 黒 田 守 雄	平成2年1月 当社監査役（常勤） 平成13年6月 当社監査役（現任）
なか やま よし お 中 山 好 雄	平成13年6月 当社監査役（現任）

第5号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

当社は、平成20年4月17日開催の取締役会において、下記のとおり第29期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における承認が得られることを条件に、特定の株主または株主グループによって当社株券等（注1）の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策（以下「本施策」といいます。）の導入について決議し、公表いたしました。その重要性に鑑み、また、本施策が株主の皆様のご意思に基づくことを明らかにするため、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本施策の導入は、当社取締役全員の賛成により決定されたものであり、また、当社監査役4名（うち3名は社外監査役）の全員が、本施策の具体的運用が適正に行われることを条件として本施策に賛同する旨の意見を述べております。

また、本施策導入日現在、当社が特定の第三者から大規模買付行為を行う旨の通告や提案等の事実はありません。

本施策の内容は、次のとおりであります。

（注1） 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を行います。以下、同じとします。

本施策導入の目的について

1. 本施策の目的

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場における買付、公開買付、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値および株主共同の利益を確保しまたは向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここに、特定株主グループとは、当社株券等の保有者（注2）およびその共同保有者（注3）、または当社株券等の買付け等（注4）を行う者およびその特別関係者（注5）をいいます。また、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記の場合においては当該保有者の株券等保有割合（注6）をいい、特定株主グループが上記の場合においては当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（注7）の合計をいいます。

2. 当社グループの企業価値の確保・向上のための取組み

(1) 経営理念

当社グループは、ゲームというエンターテインメントを通じて「遊文化」をクリエイティブし、多くの人に「感動」を与えるソフト開発をメインとする「感性開発企業」を経営理念としております。また、株主、顧客および従業員などステークホルダーの満足度向上や信頼構築に努めるとともに、共存共栄を基軸とした経営展開を図っております。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。

(注6) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。

(2) 当社グループの企業価値の源泉について

当社グループは、家庭用ゲームソフトの開発、販売を中核にアミューズメント施設の運営、業務用ゲーム機の製造販売、その他コンテンツビジネスの展開を行っております。

また、企業価値の源泉である開発部門の拡充、機動的なマーケティング戦略および販売体制の強化に加え、コンテンツの充実やグループ全体の効率的な事業展開、財務構造の改革、執行役員制の導入、経営と執行の役割明確化による意志決定の迅速化など、経営全般にわたる構造改革を推し進めることにより、企業価値の向上に努めております。

現在は以下の施策を推し進めております。

- (ア) コア事業である家庭用ゲームソフトの開発、販売拡大に経営資源を集中しております。
 - (イ) 開発戦略といたしましては、市場動向を勘案しつつ、マルチプラットフォーム展開を推し進めております。
 - (ウ) 每期安定した売上や収益の確保を図るため、アミューズメント施設の拡充に注力しております。
 - (エ) 通信環境の進展に伴い、オンラインビジネスの構築を進めております。
 - (オ) 海外市場での販売拡大を図るため、現地法人の強化などにより積極的な事業展開を行っております。
 - (カ) 当社の豊富なコンテンツの活用により、新規市場の開拓と既存市場の深耕に努めるとともに、遊技機向け周辺機器への注力やポータルサイトの運営に参入するなど、新たなビジネスチャンスを切り開くため努力しております。
 - (キ) 当社コンテンツの有効活用により付加価値を創造するとともに、シナジー効果の創出によりブランド価値を高めております。
 - (ク) 財務構造の強化を図るため、每期安定したキャッシュ・フローの創出に努めております。
- (3) 当社グループの今後の企業価値の向上の取り組みについて

当業界は新型ゲーム機の登場に伴う開発費の高騰や携帯電話など顧客層が重なる他業種との競争激化に加え、合併、事業統合等の再編やグローバルな企業間競争の波が押し寄せ、優勝劣敗により勢力地図が塗り変わりつつあります。

このように厳しい事業環境下、生存競争を勝ち抜いていくためには、経営環境の変化に対応できる体制作りが、最重要課題と認識しております。

今後さらなる成長のため、以下の戦略目標を推進、実行することにより企業価値の向上に努めてまいります。

- (ア) 重点戦略部門の強化
競争力の優位性を図るため、コア事業である家庭用ゲームソフトの開発とマーケティング部門の強化を柱に経営資源を集中してまいります。

- (イ) 海外展開の注力
国内市場の成熟化に伴い、今後の事業拡大には海外市場への注力が不可欠であります。このため、重要な子会社であるカプコンU.S.A., INC.をはじめ、海外現地法人の経営改革などにより、グループ全体の事業の再構築を推し進めるとともに、戦略的な海外展開を図ってまいります。
- (ウ) 事業の選択と集中
開発資源の効率活用を図る一環として、明確なビジョンとスピード経営により活力を生み出すとともに、グループ全体の総合力を発揮させるため、成長分野への投資や不採算事業からの撤退を行うなど、選択と集中によるグループ会社のスクラップ・アンド・ビルドにより企業価値の向上に努めてまいります。
- (エ) 事業領域の拡大
経営環境の変化に対応して、事業領域を拡大するため携帯電話向けゲーム配信事業への注力やポータルサイト運営の参入など、コンテンツビジネスの拡大に傾注してまいります。
- (オ) 企業体質の強化
経営革新により機動的な事業運営、経営効率の向上を図るとともに、収益基盤の強化に向けて体制作りを推し進めております。
この一環として、国内外の関係会社を含めた的確なマネジメント体制による戦略的なグループ運営と財務構造の改革などにより、経営体質を高めております。

3. 本施策の必要性

大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の判断に委ねられるべきものであります。しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの経営権を取得するものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

一方で、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、株主が当該大規模買付行為による当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、上述した当社グループの企業価値に関わる特有の事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者から株主の判断に必要なかつ十分な情報を提供していただくこと、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主に提示することが、当社の取締役としての責務であると考えております。

また、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性は、決して否定できない状況にあります。かかる状況の下においては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

平成19年9月30日現在における当社の大株主の状況は別紙1のとおりであり、当社役員およびその関係者によって当社の発行済株式の約24.97%が保有されておりますが、一方で当社の株主の分布状況は個人株主を中心に広範にわたっており、当社の株式の流動性はさらに増大しつつある状況にあります。このような流動性の高まりにより、当社グループの企業価値または株主共同の利益に反する株式の大規模買付行為がなされる可能性が存するものと考えております。また、2009年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の権利行使により、当社役員およびその関係者の持分比率が希釈化しつつあることに加え、それぞれの事情により譲渡、相続その他の処分がなされ、今後、その持分比率の低下が進む可能性は否定できない状況にあります。

上記のような現状認識のもと、当社は、大規模買付者による情報提供の手続き等について定めたルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）、および、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その要件および内容を予め設定するに至ったものであります。

本施策の内容について

1. 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（後記2.）と、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置（後記3.）から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主共同の利益のため、株主および当社取締役会による判断のための情報提供（後記2.(1)）と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与（後記2.(2)）を要請しております。

本施策においては、次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議するための要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました（後記3.(2)(3)）。

2. 大規模買付ルール

(1) 取締役会に対する情報提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な日本語による情報（以下「本情報」といいます。）を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず本店所在地に対して当社代表取締役社長宛に、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）をご提出いただきます。当社代表取締役社長は、かかる意向表明書受領後10営業日（初日不算入とし、期間においては以下同じ。）以内に、大規模買付者から当初提供いただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。本情報の一般的項目は以下のとおりです。また、当社は、大規模買付者から意向表明書が当社に提出された場合および大規模買付者からの本情報の提供が完了した場合には、それらの事実を公表いたします。

大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3カ年の有価証券報告書またはこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）

大規模買付行為の目的および具体的内容

大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の議決権保有割合および保有株券等の数

大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付け、ならびに資金調達のための具体的内容および条件

大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値および算出根拠、ならびに役員候補者およびその略歴

大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係および競合関係

大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割

当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容

現金以外の対価をもって大量買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報

大規模買付者が提供する本情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載または記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓

前各号に定めるほか、当社取締役会その他独立委員会（後記2.(3)）等が合理的に必要と判断する情報

なお、大規模買付者が当初に提出した情報だけでは本情報として不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、十分な本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。また、大規模買付者が提出した本情報は、株主の判断に必要なかつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部または一部を開示いたします。

(2) 取締役会における検討および評価

大規模買付者には、当社取締役会に対する本情報の提供を完了した日から60日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討および評価、大規模買付者との交渉および協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替提案の作成および提示等を行う機会を与えていただくためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、提供された本情報の検討および評価を行い、当該大規模買付行為または当該大規模買付者の提案に係る経営方針等に関して、独立委員会（後記2.(3)）の勧告を最大限尊重し、大規模買付対抗措置発動の是非について決議します。なお、当社取締役会は、大規模買付行為対抗措置を発動しないと判断した場合はその旨の決議を行うものとし、当社取締役会が大規模買付対抗措置を発動しない旨の決議を行った場合は、大規模買付者は当該決議の日から意向表明書に記載される範囲内で大規模買付行為を行うことができることとします。

(3) 独立委員会における検討および勧告

当社取締役会は大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上5名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社取締役会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者の中から選任します。当社取締役会は、前記2.(1)に定める本情報ならびに本情報の取締役会による評価および分析結果を独立委員会に提供します。独立委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役会による評価、分析結果および外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要なと認める情報等を外部の第三者から自ら入手、検討して、以下の事項について取締役会に勧告を行います。

大規模買付者が提供する情報の十分性について

独立委員会は、大規模買付者からの本情報の提供が完了したと当社取締役会が判断するまでの期間に、大規模買付者が当社に提供した情報が、前記2.(1)に定める本情報として十分であるかについて検討し、その結果を取締役に勧告します。

大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か（後記3.(2)）について検討してその結果を取締役に勧告します。大規模買付ルールを遵守していない旨の勧告を行う場合には、併せて大規模買付対抗措置の発動の是非について取締役会に対して勧告します。独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、原則として、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

大規模買付対抗措置の発動要件具備の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していると判断した場合に、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件（後記3.(2)）を具備しているか否かについて検討してその結果を取締役に勧告します。大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備している旨の勧告を行う場合には、併せて大規模買付対抗措置の発動の是非について取締役会に対して勧告します。独立委員会は、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備していると判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。独立委員会は、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備していないと判断した場合はその旨の勧告と、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項および独立委員会が当社取締役会に勧告すべきと考える事項について

導入後の独立委員会規則の概要は別紙2をご参照ください。

また、本施策導入当初の独立委員会は、1名の現任の社外取締役および1名の現任の社外監査役に、社外有識者1名を加えた合計3名により構成される予定です。その委員候補者の氏名および略歴は別紙3のとおりです。

3. 大規模買付対抗措置

(1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記(2)に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみたる場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置の一つとして株主に対する無償割当の方法によって発行される新株予約権の概要は、別紙4に定めるとおりとします。この新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件および当社が特定株主グループ以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付する場合があります。なお、当社取締役会は、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

(2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものとします。

大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、またはその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会の評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会が、意向表明書および本情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、または当社グループの経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示することはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損すると独立委員会が判断し、大規模買付対抗措置を発動すべきとの勧告がなされたときは、原則として、当社取締役会は相当な大規模買付対抗措置の発動を決議するものとします。なお、独立委員会が上記判断のもと、大規模買付対抗措置を発動すべきとの勧告を行った場合でも、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないとき当社取締役会が判断した場合は、大規模買付対抗措置の発動を決議しない可能性があります。具体的には、次の各号のいずれかの類型に該当する場合には、当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

- (ア) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）。
 - (イ) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合。
 - (ウ) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部または重要な一部を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合。
 - (エ) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、または一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをすることにある場合。
 - (オ) 最初の買付で、全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定したり、二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付を行うなど、当社株主の皆様当社株式の売却を事実上強要するおそれのある買付行為である場合。
 - (カ) 大規模買付者による経営権取得および経営権の取得後における当社の顧客、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、当社の株主はもとより、顧客、取引先、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値を著しく毀損する恐れがあるまたは当社の企業価値の維持および向上を妨げる重大な恐れがあると客観的、合理的な根拠をもって判断される場合。
 - (キ) 大規模買付行為における買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の企業価値の本質に鑑み、著しく不十分または不適当な買付である場合。
- (3) 大規模買付対抗措置の発動の手續

当社取締役会は、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、外部専門家等の助言も受けつつ、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、以下の手順により大規模買付対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。この場合、当社は当該決議の概要を公表するものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、原則として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しておらず、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告がされた場合に、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないことが客観的に明白であり、独立委員会による勧告が行われた後に大規模買付対抗措置を発動することとすると当社または当社株主に著しい不利益が生じる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、原則として、大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。ただし、独立委員会により、大規模買付行為が上記3.(2) ただし書き各号の要件を具備し、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の勧告がなされた場合、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。また、当社取締役は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉および協議を行い、当社取締役会として、株主に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

ただし、当社取締役会は、一旦、新株予約権の無償割当の実施を決議した後、以下のいずれかの事由に該当するとの独立委員会の勧告があった場合は、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、(無償割当効力発生前においては)新株予約権の無償割当を中止し、または(無償割当の効力発生後においては)新株予約権を無償にて取得する旨の決議を行うことができるものとします。

(ア) 大規模買付者が大規模買付を撤回した場合その他大規模買付が存しなくなった場合

(イ) 事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付が上記3.(2) ただし書き記載の要件のいずれにも該当しないか、または該当しても新株予約権の無償割当を行うことが相当でない場合

4. 本施策の有効期間ならびに廃止および変更

本施策の有効期間は、本定時株主総会における承認により効力を発生し、本定時株主総会終結後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとします。

また、本施策の有効期間満了前であっても、企業価値および株主共同の利益確保または向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を委任の趣旨に反しない範囲で当社取締役会において随時修正・見直し（本施策に関する法令・証券取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合を含む。）をすることができるものとし、また当社の株主総会で選任された取締役から構成される当社取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものとし、また当社は、本施策を廃止または変更した場合は、速やかに当該事実を公表します。

5. 法令の改正等による修正

本施策で引用する法令の規定は、平成20年4月17日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとし、

本施策の合理性について

1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記 に述べたとおり、本施策は、株主をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、ならびに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件および内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

また、前記 に述べた大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

2. 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は、いずれも前記 において具体的かつ明確に示したところであり、株主、投資家および大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

3. 導入手続きおよび改廃の可能性

本施策は、平成20年4月17日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における承認が得られることを条件に、全取締役の賛成により導入が決定されたものであります。なお、当該取締役会において、当社監査役4名（うち3名は社外監査役）の全員が出席し、いずれの監査役も本施策の具体的運用が適正に行われることを条件として本施策に賛同する旨の意見が述べられています。

また、前記 .4. に述べたように、本施策は、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役ににより廃止することができるとされており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は2年ですが、いわゆる期差任期制を採用していませんので、本施策はいわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないことから、発動を阻止するためには取締役会の構成員の過半数の交替を待たねばならない買収防衛策）でもありません。

したがって、本施策の継続、廃止または変更の是非の判断には、株主総会における決議を通じて株主の意思が反映されうるものと考えます。

4. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記 .3.(2)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、前記 .3.(3)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性および合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

本施策が株主および投資家に及ぼす影響について

1. 大規模買付ルールの導入が株主および投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、導入時において新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主および投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

2. 大規模買付対抗措置の発動が株主および投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合に、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利または経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の法的権利または経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令および証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、名義書換未了の株主には、当該基準日まで名義書換を完了していただく必要があります。また、新株予約権の行使に際しては、株主には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があり、かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が新株予約権の発行要項に定められた場合において、当社が取得の手続をとったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

なお、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当を実施することを決議した場合であって、新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、上記 .3.(3)において定められる手続きにより、当社取締役会が、新株予約権の無償割当を中止し、または無償割当された新株予約権を無償で取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、新株予約権の無償割当の対象となる株主が確定した後売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

当社株式の状況（平成19年9月30日現在）

- ・発行可能株式総数 150,000,000株
- ・発行済株式総数 64,836,791株
- ・株主数 15,459名(当社を含む)
- ・大株主の状況

順位	氏名	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
1	有限会社 クロロード	6,771	10.44
2	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,227	8.06
3	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,215	4.96
4	ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	2,838	4.38
5	辻 本 憲 三	2,416	3.73
6	辻 本 美 之	1,669	2.57
7	辻 本 春 弘	1,546	2.38
8	辻 本 良 三	1,545	2.38
9	モルガンスタンレーアンドカンパニーインターナショナルビーエルシー(常任代理人モルガン・スタンレー証券株式会社)	1,192	1.84
10	ドイチェバンクアーゲーロンドンビービーアイリッシュレジデント619(常任代理人ドイツ証券株式会社)	1,184	1.83

- (注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）および日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は、それぞれ5,173千株および3,192千株であります。
2. 当社は、自己株式5,817千株（発行済株式総数の8.97%）を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

独立委員会規則の概要

1. 構成

独立委員会（本別紙において以下「委員会」という。）の委員（本別紙において以下「委員」という。）は3名以上5名以下とし、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役および社外監査役の中から、当社取締役会が選任する。なお、当社取締役会は、上記に定める人数の範囲内で、業務執行を行う経営陣から独立し、当社との間で、委員としての職務に関して善管注意義務を負う旨の委任契約を締結している社外の有識者を委員として選任することができる。

2. 任期

委員の任期は、選任の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

3. 委員会の権限

(1) 委員会は以下の各号に掲げる事項について検討・評価のうえ、委員会としての決定を行い、その決定の内容およびその理由を当社取締役会に勧告する。

大規模買付者が提供する情報の十分性について

大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について

大規模買付対抗措置の発動要件具備の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について

その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が委員会に諮問した事項および委員会が当社取締役会に勧告すべきと考える事項について

(2) 委員会は、前項各号のほか、以下の各号に記載される事項を行う。

大規模買付者および当社取締役会から提供された情報・資料等の内容の検討・評価

当社取締役会に対する代替案の提出の要求および代替案の検討・評価

前各号に定めるほか、当社取締役会が、委員会が行う事ができると定めた事項

(3) 委員会は、以下の各号に記載される事項につき当社取締役会に勧告する前提として取締役会に指示することができる。

大規模買付者から提供された情報が本情報として不十分であると判断した場合の
大規模買付者に対する追加的な情報提供の要求

大規模買付行為の提案があった事実および大規模買付者から提供された情報の全
部または一部の公表

大規模買付者から提供された情報が本情報として十分であると認めた場合の公表
大規模買付行為に関する条件の改善における大規模買付者との交渉

4. 委員会の決議

委員会の決議は、委員のうち全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由がある時は、委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

5. その他

- (1) 委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他委員会が必要と認める者の出席を要求し、委員会が勧告を行うに当たり必要と考える事項に関する説明を求めることができる。
- (2) 委員会は、当社の費用で、業務執行を行う経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

独立委員会委員候補者略歴

本施策導入時の独立委員会の委員は、以下の3名とする予定です。

保田 博（やすだ ひろし：昭和7年5月14日生）

【略歴】

昭和32年4月	大蔵省入省
昭和48年11月	大蔵大臣秘書官
昭和52年1月	内閣総理大臣秘書官
昭和63年6月	大蔵省大臣官房長
平成2年6月	大蔵省主計局長
平成3年6月	大蔵事務次官
平成6年5月	日本輸出入銀行総裁
平成11年10月	国際協力銀行総裁
平成13年9月	関西電力株式会社顧問（現任）
平成14年1月	読売国際経済懇話会理事長（現任）
平成14年7月	日本投資者保護基金理事長
平成16年6月	株式会社資生堂監査役
平成16年8月	財団法人資本市場振興財団理事長（現任）
平成19年6月	当社取締役（現任）

（注）1．保田 博氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2．同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

山口 省二（やまぐち しょうじ：昭和14年11月25日生）

【略歴】

昭和37年4月	国税庁入庁
平成2年6月	名古屋国税不服審判所長
平成4年8月	住友信託銀行株式会社業務推進部審議役
平成13年6月	当社監査役（常勤）（現任）

（注）1．山口省二氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2．同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

松 井 義 侑 (まつい よしゆき : 昭和11年 8月 4日生)

【略 歴】

昭和34年 4月	ダイワ精工株式会社入社
昭和37年 4月	同社取締役副社長
昭和46年 5月	同社代表取締役副社長
昭和57年10月	同社代表取締役社長
昭和62年 6月	同社代表取締役会長
平成 7年 6月	同社代表取締役社長
平成12年 7月	同社代表取締役会長
平成13年 3月	同社取締役会長
平成15年 6月	同社名誉会長 (現任)

(注) 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその割当条件

当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は当社取締役会が基準日として定める日における当社の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 割り当てる新株予約権の総数

割り当てる新株予約権の総数は、当社取締役会が定める数とする。

4. 新株予約権の払込金額

無償とする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使条件

特定大量保有者（注8）、特定大量保有者の共同保有者、特定大量買付者（注9）、特定大量買付者の特別関係者、もしくはこれらのないし の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または これら ないし に該当する者の関連者（注10）（以下、 ないし に該当するものを「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができないものとする。その他新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 取得条項

当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得する事が適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換に、新株予約権1個につきその対象となる株式数の当社株式を交付することができるものとする。その他取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

10. 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

11. その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

（注8）「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

（注9）「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、以下本脚注において同じ。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずる者として金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含む。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等の所有割合と合計して20%以上となる者、またはこれに該当することとなると当社取締役会が認めるものをいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

（注10）ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めたものをいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事務の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項）をいいます。

以 上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo! ケータイ）から、当社株主名簿管理人の議決権行使ウェブサイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
(注) 「iモード」は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、株主総会前日の平成20年6月18日（水曜日）午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら末尾記載の株主名簿管理人のヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 上記の議決権行使ウェブサイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（いわゆる「なりすまし」をいいます。）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送（議決権行使書用紙）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

- (1) パソコンにより議決権を行使される場合は、ダイヤルアップ接続料金および電話料金等は、株主様のご負担となります。
- (2) 携帯電話により議決権を行使される場合は、パケット通信料金およびその他携帯電話利用による料金等は、株主様のご負担となります。

5. 議決権行使プラットフォームについて

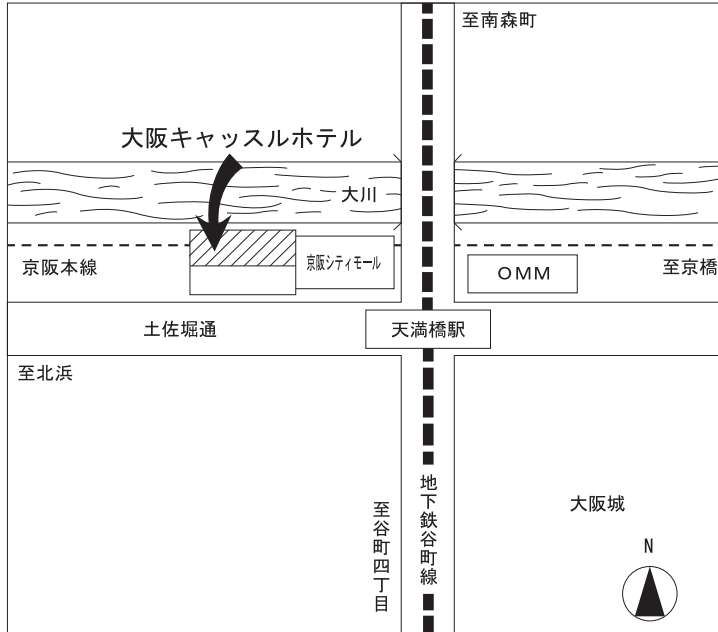
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）の利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ
株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話 0120 - 173 - 027 (受付時間9:00～21:00 通話料無料)

株主総会会場ご案内略図

会場 大阪市中央区天満橋京町1番1号
大阪キャッスルホテル 6階会場
電話(06)6942-2401(代表)



京阪電車、地下鉄谷町線「天満橋駅」下車